

地球温暖化対策について（最終報告）
（案）

検討経過について

長野県地球温暖化対策条例（仮称）の検討結果について

平成17年12月 日

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会

検討経過について

回	開催月日	主な議題	検討経過	備考
(諮問)	H17.5.9	-	・長野県環境審議会へ「地球温暖化対策について」諮問 ・環境審議会に9名の専門委員による「地球温暖化対策検討会」を設置 ・「仮称 長野県地球温暖化防止条例」への県民意見募集開始(～7/15)	
第1回	H17.5.31	温暖化対策についての意見交換	委員間でフリーディスカッションを実施	
第2回	H17.6.22	条例骨子(案)について	第1回のフリーディスカッションをもとに分野ごとに担当委員を決め対応措置原案を作成	
(説明)	H17.7.6	-	長野県議会へ検討状況を説明	
(報告)	H17.7.15	-	長野県環境審議会へ検討状況を報告	
第3回	H17.7.26	条例骨子(案)について	担当委員の原案を基に意見交換 委員意見数 118件(環境審議会委員意見を含む。) 県民意見数 153件(23人) 意見総数 271件	
(報告)	H17.8.26	-	長野県環境審議会へ検討状況を報告	
第4回	H17.8.30	条例骨子(案)について	対応措置(案)の検討	
第5回	H17.9.15	条例骨子(案)について	対応措置(案)の決定	
第6回	H17.9.22	条例骨子(案)について	条例骨子(案)の検討	
(説明)	H17.10.5	-	長野県議会へ検討状況を説明	
(報告)	H17.10.7	-	長野県環境審議会へ骨子(案)を中間報告	
(意見)	H17.10.14・17 10.18・19	関係団体意見交換 地区説明会	関係団体との意見交換(2日間)・県民意見募集(10.7～21) 骨子(案)の説明会(4地区で2日間) 意見交換意見数 130件(環境審議会委員意見を含む。) 地区説明会意見数 73件 県民意見数 130件(22人) 意見総数 333件	
第7回	H17.10.28	条例骨子について	条例骨子の決定	
(意見)	H17.11.1・7	地区説明会	県民意見募集(10.31～11.14) 骨子の説明会(4地区で2日間) 地区説明会意見数 33件 県民意見数 108件(19人) 意見総数 141件	
第8回	H17.11.15	条例要綱について	条例要綱の決定	
(意見)	H17.11.21・22・ 25・26・28	地区説明会	県民意見募集(11.18～12.2) 要綱の説明会(6地区で5日間) 地区説明会意見数 43件 県民意見数 41件(9人) 意見総数 84件	
第9回	H17.12.5	義務づけの基準等について	基準等の検討	
(説明)	H17.12.14	-	長野県議会へ検討状況を説明	
第10回	H17.12.19	最終報告(案)について	最終報告(案)の検討	
(報告)	2005/12/	-	長野県環境審議会へ検討結果を最終報告	

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の検討結果について

目 次

条例制定の背景と趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 章 総則	・ ・ ・ ・ ・	2
1 目 的	・ ・ ・ ・ ・	2
2 定 義	・ ・ ・ ・ ・	2
3 県の責務	・ ・ ・ ・ ・	3
4 県民の責務	・ ・ ・ ・ ・	3
5 事業者の責務	・ ・ ・ ・ ・	3
6 滞在者及び旅行者の責務	・ ・ ・ ・ ・	3
第 2 章 県による地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	4
7 県による地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	4
8 地球温暖化対策計画の策定	・ ・ ・ ・ ・	4
9 地球温暖化対策指針の策定	・ ・ ・ ・ ・	4
10 施策の評価及び見直し	・ ・ ・ ・ ・	5
11 率先実行	・ ・ ・ ・ ・	5
第 3 章 啓発並びに環境教育及び環境学習の推進による地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	5
12 啓 発	・ ・ ・ ・ ・	5
13 環境教育及び環境学習	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 章 事業活動における地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	6
14 事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制	・ ・ ・ ・ ・	6
15 事業者排出量削減計画書の作成等	・ ・ ・ ・ ・	6
16 事業者排出量削減実績報告書の提出等	・ ・ ・ ・ ・	7
17 事業者排出量削減計画書等の公表	・ ・ ・ ・ ・	7
18 24 時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制	・ ・ ・ ・ ・	7
19 24 時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等	・ ・ ・ ・ ・	7
20 24 時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等	・ ・ ・ ・ ・	8
21 24 時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表	・ ・ ・ ・ ・	8
22 24 時間営業等事業者との協定	・ ・ ・ ・ ・	8
23 24 時間営業等事業者との協定の公表	・ ・ ・ ・ ・	8
第 5 章 自動車交通における地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	9
24 自動車から公共交通機関等への利用転換	・ ・ ・ ・ ・	9
25 従業員の通勤に伴う自己所有自動車の使用の抑制	・ ・ ・ ・ ・	9
26 自動車等の適正な整備及び運転の推進	・ ・ ・ ・ ・	9

27	アイドリング・ストップの実施	9
28	駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務	10
29	環境性能に優れた自動車等の使用、購入	10
30	自動車販売事業者等による環境情報の提供	10
31	自動車管理計画書の作成等	11
32	自動車管理実績報告書の提出等	11
33	自動車管理計画書等の公表	11
第6章 電気機器等における地球温暖化対策		12
34	エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用、購入	12
35	特定電気機器等における省エネラベルの表示	12
第7章 建築物における地球温暖化対策		13
36	環境性能の向上	13
37	建築物環境性能向上計画書の作成等	13
38	建築物環境性能向上計画書等の公表	13
第8章 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策		14
39	再生可能エネルギーの優先的利用	14
40	県による再生可能エネルギーの導入、活用	14
41	再生可能エネルギー導入計画書の作成等	14
42	再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等	15
43	再生可能エネルギー導入計画書等の公表	15
第9章 森林の整備及び県産材の利用促進による地球温暖化対策		15
44	森林の整備による地球温暖化対策	15
45	県産材の活用による森林整備の推進	15
第10章 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策		16
46	廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策	16
47	環境物品等の購入の促進	16
第11章 推進体制		16
48	推進体制	16
第12章 雑則		17
49	顕彰の実施	17
50	指導及び助言	17
51	勸告	17

52	勧告に従わない者の公表	・ ・ ・ ・	17
53	条例の見直し	・ ・ ・ ・	17
54	市町村の条例との関係	・ ・ ・ ・	17
55	委 任	・ ・ ・ ・	18
<u>附 則</u>			・ ・ ・ ・ ・ 18
56	施行日	・ ・ ・ ・	18
57	経過措置	・ ・ ・ ・	18

条例制定の背景と趣旨

石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガスの代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が現実のものとなっています。(IPCC*の知見による。)この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取組が進められています。

1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減〔1990年比〕することを約束しました。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。

長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2050年度に50%削減するという最終目標を見据えて、当面2010年度までに6%削減〔1990年度比〕する目標をたてました。しかし、2003年では90年比+15.3%の増加を加えた21.3%の削減を図らなくてはならないのが現状です。そこでこの県民計画においては、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野県の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。

このような背景と経緯を踏まえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。

この条例は、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。

*「IPCC」(気候変動に関する政府間パネル):人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイス等を提供することを目的とした政府間機構

第1章 総則

【趣 旨】

地球温暖化の防止に向けた各主体の責務と役割を明らかにすることにより、相互に連携・協働した取組を促進します。

1 目 的

この条例は、長野県環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化対策について、県、県民、事業者並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、これを推進することにより、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 定 義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。
 - ア 二酸化炭素
 - イ メタン
 - ウ 一酸化二窒素
 - エ ハイドロフルオロカーボン
 - オ パーフルオロカーボン
 - カ 六ふっ化硫黄
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、マイクロ水力その他循環システムの中で枯渇することのないものとして規則で定めるエネルギーをいう。

(4)「温室効果ガスの排出」には次のものが該当します。

自らの活動に伴って直接、発生する温室効果ガスを大気中に排出、放出又は漏出すること

自らの活動に伴い、他人から供給された電気を使用すること

自らの活動に伴い、他人から供給された熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用すること

（ と は、直接、温室効果ガスを発生させていなくても、電気や熱をつくり出す際に燃料を使用し、温室効果ガスを発生させているため）

3 県の責務

- (1) 県は、国、市町村、県民、事業者及び長野県地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項により知事が指定する都道府県地球温暖化防止活動推進センターをいう。以下同じ。）等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施しなければならない。
- (2) 県は、(1)の地球温暖化対策を策定し、実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- (3) 県は、地球温暖化対策を効果的に実施するため、必要な助成、税制その他の経済的措置等に関する調査、研究を行うよう努めなければならない。
- (4) 県は、市町村、県民、事業者、滞在者及び旅行者が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- (5) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じなければならない。

4 県民の責務

- (1) 県民は、地球温暖化の防止に関する自覚を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- (2) 県民は、事業者又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、地球温暖化の防止に関する自覚を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、県民又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

6 滞在者及び旅行者の責務

滞在者及び旅行者は、県、県民及び事業者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法により、都道府県と市町村には同様の責務が課されています。また、地方分権推進法を受けての地方自治法等の改正により、都道府県と市町村の対等関係がより明確になりました。したがって、県が市町村に責務を課すことは、これらの趣旨に反することになるので、市町村の責務は記載していません。ただし、事業者としての市町村（県）に対しては、義務が課されます。

第2章 県による地球温暖化対策

【趣旨】

県は、自らが率先して行う具体的な地球温暖化対策を明らかにします。

7 県による地球温暖化対策

県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 啓発並びに環境教育及び環境学習に関すること。
- (2) 24時間営業等事業者（規則で定める24時間営業事業者又は規則で定める自動販売機設置事業者をいう。以下同じ。）との協定に関すること。
- (3) 公共交通機関の利便性の向上など自動車交通対策に関すること。
- (4) 電気機器、ガス器具等（以下「電気機器等」という。）のうち、エネルギー消費量の少ないものの使用等に関すること。
- (5) 建築物の環境配慮の向上に関すること。
- (6) 再生可能エネルギーの利用に関すること。
- (7) 森林の整備及び県産材の利用促進に関すること。
- (8) 廃棄物の発生抑制等に関すること。
- (9) その他地球温暖化の防止のために必要な施策

8 地球温暖化対策計画の策定

- (1) 知事は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。
- (2) 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
 - イ 目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項
 - ウ その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- (3) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更しようとするときは、長野県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

当面は、2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」を「地球温暖化対策計画」とみなします。

9 地球温暖化対策指針の策定

- (1) 知事は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うために必要な事項についての指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。
- (2) 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

10 施策の評価及び見直し

- (1) 知事は、県が地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況について、定期的に学識経験者等による評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。
- (2) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての学識経験者等による評価の結果を、速やかに公表しなければならない。

11 率先実行

県は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる取組を率先して実施しなければならない。

- (1) 法第21条第1項に規定する県の実行計画の推進に関すること。
- (2) 省資源・ごみの減量化に関すること。
- (3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の購入の推進に関すること。
- (4) 環境に配慮した公共事業の実施に関すること。
- (5) 環境に配慮したイベントの開催に関すること。
- (6) その他温室効果ガスの排出の抑制等を図るために必要な取組

第3章 啓発並びに環境教育及び環境学習の推進による地球温暖化対策

【趣旨】

県は、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する関心を持つよう促し、さらに関心と理解を深めるために必要な措置を講じます。

12 啓発

県は、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会（法第26条に規定する地球温暖化対策協議会をいう。以下同じ。）等と協働して、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する活動に対して意欲が生じるようにするなど、啓発を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

13 環境教育及び環境学習

県は、地球温暖化の防止に関する環境教育及び環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進するよう努めなければならない。

第4章 事業活動における地球温暖化対策

【趣旨】

事業活動により排出される温室効果ガスの削減を図るため、エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者、24時間営業を行う事業者及び自動販売機を設置する事業者に対して、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その内容を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進します。

14 事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制

事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

15 事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 事業者のうち、規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の状況
 - イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための基本方針、措置及び自主数値目標
 - ウ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定事業者以外の事業者は、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した事業者排出量削減計画書及び変更後の事業者排出量削減計画書（以下「事業者排出量削減計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める者（特定事業者）」とは、

初年度（H18年度）：エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所（改正省エネ法に準じた基準適用）

次年度以降（H19年度～）：エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所を有する事業者（ただし、県内の事業所をすべて合算して提出）をいう。

（条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく）

・「規則で定めるところ」は、

たとえば、「事業者排出量削減計画書」の様式、対象とする期間、提出期限 など

・「規則で定める方法」は、

たとえば、「各事業者のホームページによる公表」 など

16 事業者排出量削減実績報告書の提出等

- (1) 事業者排出量削減計画書等を提出した事業者は、事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により事業者排出量削減実績報告書を提出した事業者は、事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める方法」は、

たとえば、「各事業者のホームページによる公表」 など

17 事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、事業者排出量削減計画書等又は事業者排出量削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

18 24時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制

24時間営業等事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

19 24時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 24時間営業等事業者のうち、規則で定める者（以下「特定24時間営業等事業者」という。）は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 24時間営業等事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の状況
 - イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための基本方針、措置及び自主数値目標
 - ウ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定24時間営業等事業者以外の24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 24時間営業等事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 24時間営業等事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書及び変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書（以下「24時間営業等事業者排出量削減計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「24時間営業等事業者のうち規則で定める者（特定24時間営業等事業者）」とは、

県内の事業所（自動販売機）におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者で、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。

24時間営業を常態とする店舗において、商品の販売又はサービスを提供する事業者（フランチャイズ契約を締結している事業者（加盟業者）の場合は、フランチャイズ本部（親業者）が書類の提出を行うこととします。）

たとえば、コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド、レンタルビデオ、ファミリーレストラン など

自動販売機（商品の授受及び金銭の受け渡しにおいて、対面販売でなく機械を相手とし、顧客自身が機械に対して決済し、直接商品を受け取るために使用される機械）により飲食物を提供する事業者

・「規則で定めるところ」は、

たとえば、「24時間営業等事業者排出量削減計画書」の様式、対象とする期間、提出期限 など

・「規則で定める方法」は、

たとえば、「各24時間営業等事業者のホームページによる公表」 など

20 24時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等

(1) 24時間営業等事業者排出量削減計画書等を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(2) (1)の規定により24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める方法」は、

たとえば、「各24時間営業等事業者のホームページによる公表」 など

21 24時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等又は24時間営業等事業者削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

22 24時間営業等事業者との協定

(1) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結するよう努めなければならない。

(2) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、市町村長又は地区の代表者からの申し出を受けた場合には、関係者の意見を聴いて、市町村長又は地区の代表者並びに24時間営業等事業者と協定を締結するよう努めなければならない。

・「協定」の内容は、

たとえば、「協定の区域」、「営業時間」、「自動販売機の設置台数・設置場所」 など

23 24時間営業等事業者との協定の公表

知事は、22の規定による協定が締結されたときは、規則で定める方法により、その内容を公表しなければならない。

第5章 自動車交通における地球温暖化対策

【趣 旨】

自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、県民等は、地域の実情に即した公共交通のあり方についての研究・協議を進め、交通体系の利便性の向上を図り、自動車から公共交通機関等への利用転換に努めます。

また、アイドリング・ストップの徹底を図ります。駐車場の設置者・管理者はこれに協力し、推進を図ります。

また、自動車販売事業者に対して、自動車に関する適切な環境情報の提供を求めるなど、低公害車・低燃費車の一層の普及を促進します。

また、一定台数以上の自動車を使用する事業者等に対して、自動車管理計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その内容を公表することにより事業者の自主的・計画的な取組を促進します。

24 自動車から公共交通機関等への利用転換

- (1) 県民、事業者並びに滞在者及び旅行者は、日常生活、事業活動、滞在中及び旅行中の活動において、自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用を抑制し、公共交通機関又は自転車の利用等に努めなければならない。
- (2) 県は、公共交通機関の利便性の向上に努めなければならない。

25 従業員の通勤に伴う自己所有自動車の使用の抑制

事業者は、その従業員が通勤のために使用する自己所有の自動車の使用の抑制に努めなければならない。

26 自動車等の適正な整備及び運転の推進

自動車等（自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付き自転車をいう。以下同じ。）を使用し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の量を最小限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転に努めなければならない。

27 アイドリング・ストップの実施

自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のための停止を除く。）又は自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者が直ちに運転することができない程度にその自動車を離れることをいう。以下同じ。）をするとき、当該自動車等の原動機を停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）するよう努めなければならない。ただし、アイドリング・ストップすることができないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

28 駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務

- (1) 駐車場を設置、又は管理している者(以下「駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合(27ただし書に規定する場合を除く。(2)において同じ。)においてはアイドリング・ストップを行うことを周知するよう努めなければならない。
- (2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者(以下「特定駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においてはアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。

・「駐車場設置者等のうち、規則で定める者(特定駐車場設置者等)」とは、

次に掲げるもののうち、駐車面積 500 m²以上の駐車場を設置又は管理している者をいう。

駐車場法第 2 条第 1 号に規定する路上駐車場又は同第 1 2 条に規定する路外駐車場

自動車ターミナル法第 3 条に規定する一般自動車ターミナル又は同法第 1 5 条に規定する専用バスターミナル

道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場

大規模小売店舗立地法第 5 条に規定する届出を行った大規模小売店舗に係る駐車場

29 環境性能に優れた自動車等の使用、購入

自動車等を使用、又は購入しようとする者は、環境性能に優れた自動車等(温室効果ガスを排出しないか、又はその量が相当程度少ない自動車等をいう。以下同じ。)を使用、又は購入するよう努めなければならない。

・この項目は、すぐに「環境性能に優れた自動車等」に買換えるということではなく、現在の自動車を充分使用した後に購入するという趣旨です。

・「環境性能に優れた自動車等」とは、

「天然ガス自動車」、「メタノール自動車」、「電気自動車」、「ハイブリッド自動車」、「燃料電池自動車」、及び「国土交通省が定める燃費基準達成車(ガソリン、LPG(貨物を除く)、ディーゼル)」をいう。

30 自動車販売事業者等による環境情報の提供

- (1) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)を販売する者は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車について規則で定める事項(以下「環境情報」という。)について情報提供し、説明を行わなければならない。
- (2) 自動車賃貸事業者は、自動車を賃借しようとする者に対し、環境情報について情報提供し、説明を行うよう努めなければならない。

・「環境情報」は、

たとえば、「燃料消費率」 など

31 自動車管理計画書の作成等

- (1) 県内の事業所において自動車を使用する者（以下「自動車使用事業者」という。）のうち、規則で定める者（以下「大口自動車使用事業者」という。）は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 自動車管理計画書には、環境性能に優れた自動車の導入を図るための基本方針、措置及び自主数値目標等を記載するものとする。
- (3) 大口自動車使用事業者以外の自動車使用事業者は、自動車管理計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 自動車使用事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した自動車管理計画書に変更があった場合は、変更後の自動車管理計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 自動車使用事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した自動車管理計画書及び変更後の自動車管理計画書（以下「自動車管理計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める者（大口自動車使用事業者）」とは、
道路運送法に基づく運送事業者（いわゆる緑・黒ナンバー事業者）のうち、次の台数以上の自動車を使用する者をいう。

貨物 200 台以上、バス 200 台以上、タクシー 350 台以上（改正省エネ法に準じた基準適用）
（条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく）

・「規則で定めるところ」は、
たとえば、「自動車管理計画書」の様式、対象とする期間、提出期限 など

・「規則で定める方法」は、
たとえば、「各自動車使用事業者のホームページによる公表」 など

32 自動車管理実績報告書の提出等

- (1) 自動車管理計画書等を提出した自動車使用事業者は、自動車管理計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した自動車管理実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により自動車管理実績報告書を提出した自動車使用事業者は、自動車管理実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める方法」は、
たとえば、「各自動車使用事業者のホームページによる公表」 など

33 自動車管理計画書等の公表

知事は、自動車管理計画書等又は自動車管理実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

第6章 電気機器等における地球温暖化対策

【趣旨】

家庭等における省エネルギー性能の高い電気機器等の普及など、省エネルギーの取組みを促進します。特に家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、家電販売事業者に対して、エアコンや冷蔵庫などの家庭におけるエネルギー消費量の多い家電製品について、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、県民が家電製品を購入する際に、省エネルギー型家電製品を選択するよう適切な情報提供を促進します。

34 エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用、購入

電気機器等を使用、又は購入しようとする者は、エネルギー消費量の少ない電気機器等を使用、又は購入するよう努めなければならない。

・この項目は、すぐに「エネルギー消費の少ない電気機器等」に買換えるということではなく、現在の電気機器等を充分使用した後に購入するという趣旨です。

35 特定電気機器等における省エネラベルの表示

- (1) 電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）を店頭において販売する者（以下「電気機器等販売事業者」という。）は、当該販売店において、陳列する特定電気機器等について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等を示す事項を記載した知事が定める書面（以下「省エネラベル」という。）を、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うよう努めなければならない。
- (2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者（以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行わなければならない。

・「電気機器等のうち、規則で定めるもの（特定電気機器等）」とは、

「エアコン」、「電気冷蔵庫」、「ブラウン管テレビ」をいう。

・「電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者（特定電気機器等販売事業者）」とは、

特定電気機器等のうちで、いずれかの特定電気機器等を5台以上陳列している者をいう。（この場合、特定電気機器等すべてに省エネラベルを掲出することとします。）

第7章 建築物における地球温暖化対策

【趣旨】

建築物の省エネルギーの取組を促進するため、建築物の新築・改築時に環境性能(「省エネルギー対策」、「断熱化」、「再生可能エネルギーの利用」、「屋上緑化」、「県産材の利用」など)の向上を図ります。また、一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主に対して、地球温暖化対策に関する計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その内容を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築主の自主的・計画的な取組を促進します。

36 環境性能の向上

住宅をはじめ建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ)の新築、増築及び改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、地球温暖化対策指針に基づき、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

37 建築物環境性能向上計画書の作成等

- (1) 建築主のうち、規則で定める者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境性能向上計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 建築物環境性能向上計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針、措置等を記載するものとする。
- (3) 特定建築主は、(1)の規定により提出した建築物環境性能向上計画書に変更があった場合は、変更後の建築物環境性能向上計画書を知事に提出しなければならない。
- (4) 特定建築主は、(1)及び(3)の規定により提出した建築物環境性能向上計画書及び変更後の建築物環境性能向上計画書(以下「建築物環境性能向上計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「規則で定める者(特定建築主)」とは、

延床面積2,000㎡以上(住宅を含む)の建築物を新築等しようとする者をいう。(改正省エネ法に準じた基準適用)

(条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)

・「規則で定めるところ」は、

たとえば、「建築物環境性能向上計画書」の様式、提出期限 など

・「規則で定める方法」は、

たとえば、「各特定建築主のホームページによる公表」 など

38 建築物環境性能向上計画書等の公表

知事は、建築物環境性能向上計画書等の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

第8章 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

【趣旨】

県民等は、県内の豊かな森林資源や長い日照時間などの自然条件を活かした再生可能エネルギーの利用を促進します。

また、一定規模以上のエネルギー供給事業者に対して、再生可能エネルギー導入計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その内容を公表することによりエネルギー供給事業者の自主的・計画的な取組を促進します。

39 再生可能エネルギーの優先的利用

県民及び事業者は、日常生活及び事業活動において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

40 県による再生可能エネルギーの導入、活用

県は、率先して再生可能エネルギーを導入、活用するよう努めなければならない。

41 再生可能エネルギー導入計画書の作成等

- (1) 県内にエネルギーを供給している者（以下「エネルギー供給事業者」という。）のうち、規則で定める者（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合の拡大に係る基本方針、措置及び自主数値目標
 - イ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の状況
 - ウ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標
 - エ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定エネルギー供給事業者以外のエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) エネルギー供給事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書に変更があった場合は、変更後の再生可能エネルギー導入計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) エネルギー供給事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書及び変更後の再生可能エネルギー導入計画書（以下「再生可能エネルギー導入計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

・「県内にエネルギーを供給している者（エネルギー供給事業者）のうち、規則で定める者（特定エネルギー供給事業者）」とは、

一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者のうち、年間10億kWh以上の電力を県内に

供給する事業者をいう。

- ・「規則で定めるところ」は、
たとえば、「再生可能エネルギー導入計画書」の様式、対象とする期間、提出期限 など
- ・「規則で定める方法」は、
たとえば、「各エネルギー供給事業者のホームページによる公表」 など

42 再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等

- (1) 再生可能エネルギー導入計画書等を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した再生可能エネルギー導入実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により再生可能エネルギー導入実績報告書を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

43 再生可能エネルギー導入計画書等の公表

知事は、再生可能エネルギー導入計画書等又は再生可能エネルギー導入実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

第9章 森林の整備及び県産材の利用促進による地球温暖化対策

【趣旨】

県民等は、森林が二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策に重要な役割を果たしていることから、その整備を促進し、県産材の利用を推進します。
「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進します。

44 森林の整備による地球温暖化対策

県、県民及び事業者は、協働して、国及び市町村と連携して、二酸化炭素の吸収源である森林整備の推進に努めなければならない。

45 県産材の活用による森林整備の推進

県、県民及び事業者は、国及び市町村と連携して、木質燃料、住宅資材その他県産材の利用促進に努めなければならない。

第 10 章 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

【趣 旨】

県民等は、廃棄物の発生抑制や、分別による再資源化の向上を図りながら、ゴミの焼却、埋め立てを可能な限り削減することで、脱温暖化社会の形成に向けた取組を促進します。

46 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

県民、事業者並びに滞在者及び旅行者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、日常生活、事業活動、滞在中又は旅行中の活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源としての有効利用に努めなければならない。

47 環境物品等の購入の促進

物品を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、環境配慮事業者等により提供される環境物品等を選択するよう努めなければならない。

第 11 章 推進体制

【趣 旨】

参加と協働による地球温暖化の防止の取組を推進するために、県、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割を明確にします。

48 推進体制

- (1) 長野県地球温暖化防止活動推進センターは、県域における地球温暖化対策の中核的支援組織として積極的な取組を推進するよう努めなければならない。
- (2) 法第 23 条の規定による地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化対策の指導的役割を発揮するよう努めなければならない。
- (3) 地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化対策を担う実践組織として積極的な取組を推進するよう努めなければならない。
- (4) 県は、地球温暖化対策を推進するため、県民、市町村、事業者、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会の連携と協働を促進し、そのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第12章 雑 則

【趣 旨】

条例の実効性を確保するため、地球温暖化対策に積極的に取り組む者に対しては、社会的に評価されるように顕彰を行います。

一方、条例に基づく書面の提出等を行わない者に対しては、勧告を行い、それに従わない場合は、氏名等の公表を行います。

また、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を実現するため、「長野県地球温暖化防止県民計画」の見直しや、社会経済情勢の変化、施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、条例を見直していきます。

49 顕彰の実施

知事は、地球温暖化対策に関し、特に優れた取り組みをした者に対し、顕彰を行うものとする。

・「顕彰」は、

たとえば、「優良事業者ステッカーの表示」、「優良事業者の表彰」 など

50 指導及び助言

知事は、この条例に基づく地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができる。

51 勧 告

知事は、特定事業者、特定24時間営業等事業者、大口自動車使用事業者、特定建築主及び特定エネルギー供給事業者が、正当な理由なく規則で定められた書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき、若しくは、特定駐車場設置者等、特定自動車販売事業者及び特定電気機器等販売事業者が、正当な理由なく、義務を果たさなかった場合、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

52 勧告に従わない者の公表

知事は、51の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

53 条例の見直し

県は、この条例の目的を達成するため、社会経済情勢の変化や施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、その見直しを行わなければならない。

54 市町村の条例との関係

市町村が、この条例に定める手続きその他の内容に関して、同等以上の効果のある規定を有する条例を制定したと認められる場合には、適用を除外する。

55 委 任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

56 施行日

この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 章 の規定は、平成 年 月 日から施行する。

57 経過措置

この条例の施行日より前に知事が定めた長野県地球温暖化防止県民計画は、8の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。

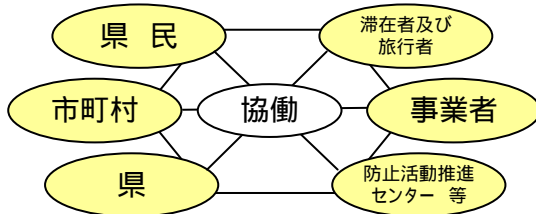
長野県地球温暖化対策条例(仮称)の検討結果の概要

第1章 総則

目的

地球温暖化対策について、各主体の責務を明らかにし、県民等が協働して推進し、温室効果ガスの削減を図ることにより、県民の健康で文化的な生活を確保する。

定義 責務



第2章 県による地球温暖化対策

県による地球温暖化対策
地球温暖化対策計画・指針の策定・公表
施策の評価及び見直し・公表
県の事務・事業における率先実行

第3章 啓発並びに環境教育及び環境学習の推進

啓発による地球温暖化の防止に関する関心の促進
地球温暖化防止に関する関心と理解を深めるための環境教育・環境学習の推進

各主体による地球温暖化対策

第4章 事業活動における地球温暖化対策

規則で定める事業者
事業者排出量削減計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕
規則で定める24時間営業事業者、自動販売機設置事業者
24時間営業等事業者排出量削減計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕
県は、24時間営業等に関して、地域からの申し出を受け、関係者の意見を聴き、県と地域と事業者の三者で協定を締結〔協定〕など

第6章 電気機器等における地球温暖化対策

規則で定める電気機器等販売事業者
省エネラベルの表示・説明〔義務付け〕など

第7章 建築物における地球温暖化対策

規則で定める建築主
環境性能向上計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕など

第9章 森林の整備及び県産材の利用促進による地球温暖化対策

「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進

第5章 自動車交通における地球温暖化対策

自動車から公共交通機関等への利用転換〔努力義務〕
マイカー通勤の削減〔努力義務〕
規則で定める駐車場の設置者・管理者
利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知〔義務付け〕
環境性能に優れた自動車等の購入・使用〔努力義務〕
自動車販売事業者
自動車に関する環境情報の提供、説明〔義務付け〕
規則で定める自動車使用事業者
自動車管理計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕など

第8章 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

再生可能エネルギーの優先的利用〔努力義務〕
規則で定めるエネルギー供給事業者
再生可能エネルギー導入計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕など

第10章 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

環境物品等の選択〔努力義務〕など

第11章 推進体制

第12章 雑則

地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
違反者に対する勧告や氏名の公表
条例の見直しなど

附則

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の検討結果における対象者別地球温暖化対策一覧表

分野	主な内容	対象者						備考
		県	市町村	県民	事業者		滞在者及び旅行者	
					県	市町村		
事業活動	温室効果ガス排出の状況把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての事業者
	事業者排出量削減計画書等の作成、提出、公表							規則で定める事業者
	24時間営業等事業者の温室効果ガス排出の状況把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	24時間営業等事業者排出量削減計画書等の作成、提出、公表							規則で定める24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	知事は、24時間営業・自動販売機の設置に関し、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結							
	知事は、24時間営業・自動販売機の設置に関し、市町村長(又は地区の代表者)からの申出を受け、関係者の意見を聴いて市町村長(又は地区の代表者)・24時間営業等事業者と協定を締結							
自動車交通	自動車から公共交通機関や自転車への利用転換							全ての県民等
	公共交通機関の利便性の向上への取組み							
	従業員の通勤に伴う自己所有の自動車の使用(マイカー通勤)の抑制							全ての事業者
	自動車の適正な整備及び運転(エコドライブ)の推進							全ての県民等
	アイドリング・ストップの実施							全ての自動車を運転する者
	駐車場利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知							全ての駐車場の設置者・管理者
								規則で定める駐車場の設置者・管理者
	温室効果ガス排出量の少ない環境性能に優れた自動車等の使用・購入							全ての県民等
	店頭における購入者等への自動車に関する環境情報の提供、説明							全ての自動車販売事業者
							全ての自動車賃貸事業者	
自動車管理計画書・実績報告書の作成、提出、公表							規則で定める自動車使用事業者	
電気機器等	エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用・購入							全ての県民等
	店頭におけるエネルギー消費量の多い電気機器等への省エネルギーの表示、説明							全ての電気機器等販売事業者
								規則で定める電気機器等販売事業者
建築物	新築・増築・改築時における環境性能の向上							全ての建築主
	新築・増築・改築時における建築物環境性能向上計画書等の作成、提出、公表							規則で定める建築主
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの優先的利用							全ての県民及び事業者
	県における再生可能エネルギーの率先導入・活用							
	再生可能エネルギーの導入計画書等の作成、提出、公表							規則で定めるエネルギー供給事業者
森林	(森林の整備及び県産材の利用促進)							「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進
廃棄物	廃棄物の発生抑制等による温室効果ガスの排出抑制							全ての県民等
	環境物品等の購入の促進							全ての県民等